

2022年9月26日

## ウクライナ情勢を巡る 日本の対ロシア・ベラルーシ経済制裁の全体像

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 日本の経済制裁措置の全体像	弁護士 宮岡 邦生 TEL. 03 6266 8738 <a href="mailto:kunio.miyaoka@mhm-global.com">kunio.miyaoka@mhm-global.com</a>
III. 金融取引に関する措置	
IV. 貿易管理に関する措置	弁護士 滝口 浩平 TEL. 03 5293 4869 <a href="mailto:kohei.takiguchi@mhm-global.com">kohei.takiguchi@mhm-global.com</a>
V. その他の措置	
VI. おわりに	弁護士 石田 祐一郎 TEL. 03 5223 7755 <a href="mailto:yuichiro.ishida@mhm-global.com">yuichiro.ishida@mhm-global.com</a> 弁護士 森 琢真 TEL. 03 6266 8974 <a href="mailto:takuma.mori@mhm-global.com">takuma.mori@mhm-global.com</a>

### I. はじめに

2022年2月21日にロシアのプーチン大統領がウクライナ東部の親ロシア派「ドネツク人民共和国」と「ルハンスク人民共和国」（いずれも自称）（以下「両「共和国」」といいます。）の独立を承認する大統領令に署名し、同月24日にウクライナ全土への軍事行動を開始してから約7か月が経過しました。ウクライナ軍の徹底抗戦の下、両国の抗争状態は現在も続いています。

ロシアによる両「共和国」独立承認とウクライナ全土への軍事行動の開始以降、日・米・欧を含む主要国が、ロシアの動きを封じ込めるため、様々な経済制裁措置を導入・強化しています。また、ロシアに協力的な姿勢をとるベラルーシに対しても、主要国による経済制裁措置が課されています。

日本政府も、これまで、ロシア及びベラルーシに対し、金融取引、貿易管理等の観点から、様々な経済制裁措置を実施しています。

日本政府による経済制裁措置は、主に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づき実施されていますが、具体的な措置の内容は、外為法の委任を受けた下位の行政法規において規定されています。制裁措置の導入・拡大に伴い、複数の所管官庁（財務省、経済産業省、外務省）から短期間で多数の省令、告示等が公布されており、その全体像を正確に理解することは容易ではありません。また、企業が行う個別の取引が制裁対象になるかの判断にあたっては、省令や告示を含めた根拠規定の原文を参照しながら慎重な検討を行う必要がありますが、これら省令や告示については、政府のウェブサイト等でも情報が必ずしも一元的に整理されているわけではないこともあり、関係する省令や告示の原文にたどり着くこと自体が容易でないこともあります。

そこで、本ニュースレターでは、日本政府が現在までに公表・実施しているロシア・

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

ベラルーシに対する一連の経済制裁措置について、改めて、その全体像を概観した上で、個別の措置の内容について、根拠となる省令や告示等も整理しつつ詳細に解説します。

以下、まずⅡ. でロシアによる両「共和国」の独立承認以降の日本の経済制裁措置の全体像と時系列を概説します。その上で、各論として、Ⅲ. で金融取引に関する措置について、Ⅳ. で貿易管理に関する措置について、Ⅴ. でその他の措置について、それぞれ解説します。

## Ⅱ. 日本の経済制裁措置の全体像

### 1. 措置の種類

前述のとおり、日本の対ロシア経済制裁は、主に外為法に基づいて実施されています。

経済制裁として実施されている措置の内容は多岐にわたりますが、大きく、(ア) 資産凍結や対外直接投資規制といった金融取引に関する措置、(イ) 輸出入の制限等、貿易管理関係の措置、(ウ) その他の措置——に分けられます。これらの措置の概要を整理すると【表1】のとおりです。

なお、上記のうち(ア)については主に財務省が、(イ)については主に経済産業省が所管しており、関係する省令や告示も、原則として対応する省から発出されています。

【表1】現在までに日本政府が導入した主な措置

制裁措置の種類	制裁措置の内容	本ニュースレター記載箇所
金融取引に関する措置	①特定団体・個人への資産凍結等 対象者への支払・対象者との間の金融取引につき許可制を導入	Ⅲ.1
	②新規対外直接投資に関する規制 ロシアに関連する新規投資につき許可制を導入	Ⅲ.2
	③役務取引（サービス提供）に関する規制 ロシア向けの信託サービス、会計・監査サービス、経営コンサルティング・サービスの提供につき許可制を導入	Ⅲ.3
	④証券の発行等に関する規制 ・ロシア政府等による証券（ソブリン債）の発行・流通に関する取引につき許可制を導入 ・ロシアの特定銀行による証券の発行に関するサービス提供に対する既存の規制を強化	Ⅲ.4
貿易管理に関する措置	①ロシア及びベラルーシに対する輸出等の承認・許可制 ・制裁対象として指定された特定団体に対する貨物の輸出及び技術提供につき承認制・許可制を導入 ・国際輸出管理レジーム対象品目、ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品、奢侈品その他、特定の種類の貨物の輸出及び関連技術の提供につき承認制・許可制を導入	Ⅳ.1
	②ロシアからの貨物輸入の承認制 ロシアからの一定の物品の輸入につき承認制・許可制を導入	Ⅳ.2

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

制裁措置の種類	制裁措置の内容	本ニュースレター記載箇所
	③両「共和国」との貨物の輸出入の承認制 両「共和国」との貨物の輸出入について、経済産業大臣の承認制を導入	IV.3
その他	①ロシアに対する最恵国待遇（MFN）の停止 ロシアからの輸入につき関税率を引き上げ（関税特別措置法3条の改正）	V.1
	②暗号資産に関する外為法等の改正 暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す改正	V.2
	③ロシア及びベラルーシの銀行のSWIFT排除 国際決済ネットワークを運営する国際銀行間通信協会（SWIFT、ベルギー）のネットワークからロシア・ベラルーシの金融機関を排除する措置	V.3

## 2. 時系列

2022年2月21日のロシアによる両「共和国」の独立承認以降、日本政府が発表・実施した制裁措置を時系列で整理すると、【表2】のとおりです（日付は政府の報道発表等の日付をベースとしており、関係する政令・省令・告示等の公布日や施行日とは異なることがあります。）。

※表の「公表日」欄の日付は、同日付の措置に関する政府の報道発表資料等にリンクしています。また、制裁指定された個人や団体についても、政府が公表しているリストへのリンクを付しています。

【表2】に記載のとおり、日本の制裁措置は、2022年2月以降7月まで10数回にわたって段階的に強化・拡大されています。これらの中でも比較的大きなところでは、（ア）2月21日の両「共和国」の独立承認を受けた措置（2月26日公表）、（イ）2月24日のウクライナ全土への軍事行動開始を受けた措置（3月1日公表）、（ウ）4月上旬に報道されたロシアによるブチャ等における非人道的行為を受けた措置（4月12日公表）——等が挙げられます。

なお、日本政府の措置は、基本的に米国やEU等の主要国と連携しながら導入されており、米国やEUにおいても、同時期に類似の内容の措置が導入されています。

【表2】日本政府による制裁措置の導入・拡大の時系列

公表日	制裁措置の概要
<a href="#">2月26日</a>	ロシアによる両「共和国」の独立承認（2月21日）等を受けた措置 <sup>1</sup> ①資産凍結等の措置 両「共和国」関係者（24個人）及びロシア連邦の団体（1団体）に対し、支払及び資本取引の許可制を実施 ②両「共和国」との輸出入に関する措置 両「共和国」を原産地及び仕向地とする輸出入につき承認制を実施

<sup>1</sup> 2022年2月23日首相記者会見参照 ([https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2022/0223kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0223kaiken.html))

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

公表日	制裁措置の概要
	<p>③ソブリン債の発行・流通に関する措置 ロシア政府等による新規の証券の発行・流通に関する取引につき許可制を実施</p> <p>④ロシアの特定銀行による証券の発行等に関する措置 ロシアの特定銀行による証券の発行に関するサービス提供に係る許可制の対象となる証券を拡大（償還期間を90日以上から30以上に短縮）</p> <p>⑤国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出等に関する措置 国際輸出管理レジームの対象品目（リスト規制対象品目）のロシアへの輸出及び関連技術の提供につき承認制・許可制を実施</p>
<a href="#">3月1日</a>	<p>ロシアによるウクライナ全土への軍事行動の開始（2月24日）を受けた措置<sup>2</sup></p> <p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（6個人）及びロシア連邦の特定銀行（3団体）</a>を追加</p> <p>②ロシア特定団体への輸出等に係る措置 <a href="#">ロシア連邦の特定団体（49団体）</a>への輸出・技術提供につき承認制・許可制を実施<sup>3</sup></p> <p>③ロシアの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等に係る措置 一定の汎用品の輸出及びこれに関する技術提供につき承認制・許可制を実施</p>
<a href="#">3月3日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（18個人）及びロシア連邦の特定銀行（4団体）、ベラルーシ共和国関係者（7個人・2団体）</a>並びに両「共和国」関係者（30個人）を追加</p> <p>②国際輸出管理レジームの対象品目のベラルーシ共和国向けの輸出等に係る措置 国際輸出管理レジームの対象品目（リスト規制対象品目）のベラルーシへの輸出及び関連技術の提供につき承認制・許可制を実施</p>
<a href="#">3月8日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（20個人・2団体）</a>及び<a href="#">ベラルーシ共和国関係者（12個人・10団体）</a>を追加</p> <p>②ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等に係る措置 一定の石油精製用の装置等のロシアへの輸出及び関連技術の提供につき承認制・許可制を実施</p> <p>③ベラルーシの特定団体への輸出等に係る措置 <a href="#">ベラルーシ共和国の特定団体（2団体）</a>への輸出・技術提供につき承認制・許可制を実施<sup>4</sup></p> <p>④ベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等に係る措置 一定の汎用品のベラルーシ向け輸出及びこれに関する技術提供につき承認制・許可制を実施</p>
<a href="#">3月11日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ベラルーシ共和国の特定銀行（3団体）</a>を追加</p>
<a href="#">3月15日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（17個人）</a>を追加</p>
<a href="#">3月18日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（15個人・9団体）</a>を追加</p>
<a href="#">3月25日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大</p>

<sup>2</sup> 2022年2月27日首相記者会見参照 ([https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2022/0227kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0227kaiken.html))

<sup>3</sup> なお、2022年3月18日に輸出・技術提供の承認制・許可制が施行されるまでの間、輸出等に係る対象者からの支払の受領を許可制とする措置が実施されました。

<sup>4</sup> 2022年3月18日に輸出・技術提供の承認制・許可制が施行されるまでの間、輸出等に係る対象者からの支払の受領を許可制とする措置が実施されました。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

公表日	制裁措置の概要
	<p>支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（25 個人）</a>を追加</p> <p>②ロシアの特定団体への輸出等に係る措置 輸出・技術提供の承認制・許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦の特定団体（81 団体）</a>を追加</p> <p>③ロシアへの奢侈品の輸出に係る措置 一定の奢侈品のロシア向け輸出につき承認制を実施</p>
<a href="#">4月12日</a>	<p><b>ロシアによるブチャ等における非人道的行為の報道を受けた措置<sup>5</sup></b></p> <p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（398 個人・28 団体）</a>を追加</p> <p>②新規の対外直接投資に関する許可制 ロシアに関する一定の新規投資について、支払及び資本取引の許可制を実施</p> <p>③ロシアからの一部物品の輸入に係る措置 ロシアからのアルコール飲料、木材、機械類・電気機械の輸入につき承認制を実施</p>
<a href="#">4月20日</a>	<p>①最恵国待遇の停止 関税暫定措置法3条を改正し、ロシアからの輸入につき関税率を引き上げ<sup>6</sup></p> <p>②外為法改正 暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す改正<sup>7</sup></p>
<a href="#">5月10日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（8 個人）</a>及び両「<a href="#">共和国</a>」<a href="#">関係者（133 個人）</a>を追加</p> <p>②ロシアの特定団体への輸出等に係る措置の拡大 輸出・技術提供の承認制・許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦の特定団体（71 団体）</a>を追加</p> <p>③ロシア向けの先端的な物品等の輸出等に係る措置 一定の先端的な物品等の輸出及び関連技術の提供につき承認制・許可制を実施</p>
<a href="#">6月7日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦の特定銀行（2 団体）</a>及びベラルーシ共和国の<a href="#">特定銀行（1 団体）</a>を追加</p> <p>②ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出に係る措置 ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出につき承認制を実施</p>
<a href="#">7月5日</a>	<p>①資産凍結等の措置の拡大 支払及び資本取引の許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦関係者（57 個人・6 団体）</a>及び<a href="#">ウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者（5 個人）</a>を追加</p> <p>②ロシア連邦及びベラルーシ共和国の特定団体への輸出等に係る措置 輸出・技術提供の承認制・許可制の対象として、<a href="#">ロシア連邦の特定団体（65 団体）</a>及び<a href="#">ベラルーシ共和国の特定団体（25 団体）</a>を追加</p> <p>③ロシア向けのサービス（信託サービス、会計・監査サービス、経営コンサルティング・サービス）の提供の禁止措置 ロシア向けの信託サービス、会計・監査サービス、経営コンサルティング・サービスの提供につき許可制を実施</p> <p>④ロシアからの金の輸入に係る措置 ロシアを原産地とする金の輸入につき許可制を実施</p>

<sup>5</sup> 2022年4月8日首相記者会見参照 ([https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2022/0408kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0408kaiken.html))

<sup>6</sup> 関税暫定措置法の一部を改正する法律 (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/qian/208/pdf/s0802080592080.pdf>)

<sup>7</sup> 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/pdf/s0802080602080.pdf>)

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## Ⅲ. 金融取引に関する措置

現在、日本政府によってロシア・ベラルーシに対して行われている金融取引に関する制裁措置は、大きく、(1) 資産凍結等、(2) 対外直接投資の許可制、(3) 役務取引の許可制、(4) 証券の発行等に関する規制——に分けることができます。

以下、各類型について、措置の内容及び根拠法令を解説します。各措置の根拠となる告示について、所管官庁のウェブサイト等で閲覧可能なものについてはリンクを付しています。

## 1. 資産凍結等

2014年のロシアによるクリミアの「併合」等を受けて、日本政府は、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシアへの「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者を対象として、資産凍結等の措置を導入していました。

2022年のロシアによるウクライナへの軍事行動の開始以降、ロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者として指定された個人や両国の団体が、新たに資産凍結等の対象者<sup>8</sup>として追加されています。資産凍結等の措置は、対象者に対する支払<sup>9</sup>並びにこれらの者との間の資本取引のそれぞれについて、外為法に基づく許可制（支払について16条1項、資本取引について21条1項）とすることにより実施されています。

許可制の対象となる行為は財務省告示又は経産省告示により指定されており、これらの告示において、資産凍結等の対象者を指定する外務省告示を参照することにより、対象者が関与する行為に対して許可制の効果を及ぼすという建付けとなっています。

資産凍結等の対象者を指定する告示は、【表3】のとおりです。

【表3】資産凍結等の対象者を指定する告示

対象者の属性	対象者を指定する告示	備考（改正履歴）
両「共和国」関係者	平成26年外務省告示第267号	左記告示は、2014年のクリミア併合等に関連して公布・施行されたものであり、2022年の両「共和国」の独立承認以降、以下の告示により改正。 令和4年2月26日外務省告示第78号 令和4年3月3日外務省告示第92号 令和4年5月10日外務省告示第184号 令和4年7月5日外務省告示第237号
ロシア連邦の団体及び個人	令和4年2月26日外務省告示第79号	左記告示は、以下の告示により改正。 令和4年3月1日外務省告示第81号 令和4年3月3日外務省告示第90号 令和4年3月18日外務省告示第116号 令和4年4月12日外務省告示第157号 令和4年5月10日外務省告示第182号

<sup>8</sup> 現在実施中の外為法に基づく資産凍結等の対象者のリストは、財務省ウェブサイト ([https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/list.html](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html)) において確認することができます。

<sup>9</sup> なお、報道発表では「支払等」（支払及び支払の受領を含む概念）の許可制と記載されていますが、許可制の対象となる支払等を定める告示（【表4】参照）では「支払」のみが規制対象とされており、「支払の受領」は含まれていないことに留意が必要です。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

対象者の属性	対象者を指定する告示	備考（改正履歴）
		令和4年6月7日外務省告示第210号 令和4年7月5日外務省告示第234号
ベラルーシ共和国の 団体及び個人	令和4年3月3日外務省告示 第91号	左記告示は、以下の告示により改正。 令和4年3月11日外務省告示第108号 令和4年6月7日外務省告示第211号

## ① 支払の許可制

外為法16条1項、[外国為替令](#)（以下「外為令」といいます。）6条1項に基づき、平成10年大蔵省告示第97号及び平成21年経済産業省告示第229号により指定される以下の行為を行う場合には、財務大臣又は経済産業大臣の許可が必要になります。

## 許可制の対象となる支払

- ・ (i)居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は(ii)居住者による非居住者との間の支払であって、資産凍結等対象者に対してするもの
- ・ 資産凍結等対象者による本邦から外国へ向けた支払

資産凍結等の措置としての支払の許可制は、[【表4】](#)の法令に基づき実施されています。

【表4】 支払の許可制の根拠法令

許可制の 根拠法令	許可制の対象となる 支払等を指定する告示	備考（改正履歴）
外為法16条1項 外為令6条1項	<両「共和国」関係者> <a href="#">平成10年大蔵省告示第97号</a> 1号ワ <a href="#">平成21年経済産業省告示第229号</a> 1号リ	2022年の両「共和国」の独立承認以降、資産凍結等の措置に関連して平成10年大蔵省告示第97号を改正するために公布・施行された告示は以下のとおり。 令和4年2月26日財務省告示第46号 令和4年3月1日財務省告示第49号 令和4年3月3日財務省告示第52号 令和4年3月8日財務省告示第56号 令和4年3月11日財務省告示第77号 令和4年3月18日財務省告示第81号 2022年の両「共和国」の独立承認以降、資産凍結等の措置に関連して平成21年経済産業省告示第229号を改正するために公布・施行された告示は以下のとおり。 令和4年2月26日経済産業省告示第25号 令和4年3月1日経済産業省告示第28号 令和4年3月3日経済産業省告示第32号 令和4年3月8日経済産業省告示第36号 令和4年3月11日経済産業省告示第41号 令和4年3月18日経済産業省告示第52号
	<ロシア連邦> <a href="#">平成10年大蔵省告示第97号</a> 1号カ、ヨ <a href="#">平成21年経済産業省告示第229号</a> 1号ヌ	
	<ベラルーシ共和国> <a href="#">平成10年大蔵省告示第97号</a> 1号タ <a href="#">平成21年経済産業省告示第229号</a> 1号ル	

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## ②資本取引の許可制

資本取引とは、外為法 20 条、20 条の 2<sup>10</sup>、外為令 10 条により定義される、物やサービスの移転を伴わない対外的な金融取引をいいます。

資本取引の大部分は財務大臣の所管に属しますが、経済産業大臣の所管事項（貿易管理、鉱業権、工業所有権）に密接に関係する一部の資本取引は、「特定資本取引」として、経済産業大臣の所管となっています（外為法 24 条）。本ニュースレターでは、資本取引のうち、特定資本取引に該当しないものを「財務大臣所管資本取引」といい、単に「資本取引」という場合は、財務大臣所管資本取引と特定資本取引のいずれも含まれます。

まず、財務大臣所管資本取引については、外為法 21 条 1 項及び外為令 11 条 1 項に基づいて許可制が実施されており、平成 10 年大蔵省告示第 99 号において指定される以下の行為を行う場合に、財務大臣の許可が必要となります。

## 許可制の対象となる財務大臣所管資本取引

- ・ 居住者と資産凍結等対象者との間の預金契約に基づく債権の発生等に係る取引
- ・ 居住者と資産凍結等対象者との間の信託契約に基づく債権の発生等に係る取引
- ・ 居住者による資産凍結等対象者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生等に係る取引

資産凍結等の措置としての財務省所管資本取引の許可制は、【表 5】の法令に基づき実施されています。

【表 5】財務大臣所管資本取引の許可制の根拠法令

許可制の根拠法令	許可制の対象となる資本取引を指定する告示	備考（改正履歴）
外為法 21 条 1 項 外為令 11 条 1 項	<両「共和国」関係者> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 99 号</a> 1 号カ、2 号ワ、3 号ヌ	2022 年の両「共和国」の独立承認以降、資産凍結等の措置に関連して平成 10 年大蔵省告示第 99 号を改正するために公布・施行された告示は以下のとおり。 令和 4 年 2 月 26 日財務省告示第 47 号 令和 4 年 3 月 1 日財務省告示第 50 号 令和 4 年 3 月 3 日財務省告示第 53 号 令和 4 年 3 月 8 日財務省告示第 57 号 令和 4 年 3 月 11 日財務省告示第 78 号 令和 4 年 3 月 18 日財務省告示第 82 号 令和 4 年 4 月 12 日財務省告示第 122 号 令和 4 年 5 月 10 日財務省告示第 129 号 令和 4 年 6 月 7 日財務省告示第 153 号
	<ロシア連邦> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 99 号</a> 1 号ヨ、タ、2 号カ、ヨ、3 号ル、ヲ	
	<ベラルーシ共和国> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 99 号</a> 1 号レ、ソ、2 号タ、レ、3 号ワ、カ	

資本取引のうち、輸出入取引に直接伴う、又は鉱業権若しくは工業所有権の移転に関する一定の金銭貸借契約及び保証契約は、「特定資本取引」として、外為法 24 条、外為令 14 条において別途定義されており、経済産業大臣の所管となっています。

<sup>10</sup> 暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするため、2022 年 4 月 10 日の外為法改正により、外為法 20 条の 2 が追加されました。



## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

具体的には、外為令 14 条 1 項各号のうち、「国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以内であるもの」（同条柱書括弧書）を除くものをいい、例えば、輸出入契約と同時に、貨物代金との相殺により回収する前提で貸付けが行われる取引（同項 1 号、2 号）や、輸出入契約の履行保証契約（同項 3 号）がこれに当たります。また、同条 2 項として、暗号資産に関する取引の場合の読み替え規定が置かれています。

**【参考条文】外為令 14 条 1 項（特定資本取引の定義）**

第十四条 法第二十四条第一項に規定する特定資本取引（以下「特定資本取引」という。）は、次に掲げる契約に基づく債権の発生等に係る取引（国際商業取引の決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が一年以内であるものを除く。）とする。

- 一 貨物を輸入する居住者による当該貨物の輸入契約に直接伴う当該輸入契約の相手方に対する金銭の貸付契約のうち、当該貸付契約による債権の全額と当該輸入貨物の代金の全部又は一部との相殺（実質的に相殺と認められるものを含む。次号において同じ。）をすることを内容とするもの
- 二 貨物を輸出する居住者による当該貨物の輸出契約に直接伴う当該輸出契約の相手方からの金銭の借入契約のうち、当該借入契約による債務の全額と当該輸出貨物の代金の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの
- 三 貨物を輸出し又は輸入する居住者が非居住者との間で行う債務の保証契約であつて次に掲げるもの
  - イ 当該貨物の輸出又は輸入に係る入札の条件に従つて行う保証契約
  - ロ 当該貨物の輸出契約又は輸入契約の履行保証契約、当該貨物代金の前受金又は前払金の返還保証契約及び当該貨物の輸出契約又は輸入契約に直接伴つて、かつ、これらの契約の定めるところにより行うその他の保証契約
- 四 鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定（以下この項において「鉱業権等の移転等」という。）に係る契約の当事者たる居住者が当該鉱業権等の移転等のため当該契約に基づいて当該契約の相手方との間で行う金銭の貸付契約又は借入契約のうち、当該貸付契約又は借入契約による債権又は債務の全額と鉱業権等の移転等の対価の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの
- 五 鉱業権等の移転等に係る契約の当事者たる居住者が当該契約に基づいて非居住者との間で行う債務の保証契約

**【参考条文】外為令 14 条 2 項（暗号資産に関する取引の読み替え）**

2 法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる取引についての前項の規定の適用については、同項中「債権の発生等に係る取引」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引」と、「係る債権」とあるのは「係る暗号資産の移転を求める権利」と、同項第一号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利の全部」と、同項第二号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債務の全額」とあるのは「暗号資産を移転する義務の全部」と、同項第三号中「債務」とあるのは「債務（暗号資産を移転する義務を含む。第五号において同じ。）」と、同項第四号中「金銭」とあるのは「暗号資産」と、「債権又は債務の全額」とあるのは「暗号資産の移転を求める権利又は暗号資産を移転する義務の全部」とする。

居住者による資産凍結等対象者との間の特定資本取引のうち下記のもの（平成 15 年経済産業省告示第 193 号 2 号柱書）については、経済産業大臣の許可が必要となります。輸出者である居住者が借入債務の全額を輸出貨物代金と相殺する目的を持ってする借入契約（外為令 14 条 1 項 2 号）や、鉱業権等の移転等に係る契約の当事者による借入債務の全額を当該鉱業権等の移転等の対価と相殺することを内容とする借入契約（同項 4 号）は、許可制の対象から除外されています。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## 【参考条文】平成 15 年経済産業省告示第 193 号 2 号柱書

二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含む。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の借入契約に該当するものを含む。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの

資産凍結等の措置としての特定資本取引の許可制は、【表 6】の法令に基づき実施されています。

【表 6】特定資本取引の許可制の根拠法令

許可制の根拠法令	許可制の対象となる特定資本取引を指定する告示	備考（改正履歴）
外為法 24 条 1 項 外為令 15 条 1 項	<p>&lt;両「共和国」関係者&gt;  <a href="#">平成 15 年経済産業省告示第 193 号 2 号又</a></p> <p>&lt;ロシア連邦&gt;  <a href="#">平成 15 年経済産業省告示第 193 号 2 号ル</a></p> <p>&lt;ベラルーシ共和国&gt;  <a href="#">平成 15 年経済産業省告示第 193 号 2 号ヲ</a></p>	<p>2022 年の両「共和国」の独立承認以降、資産凍結等の措置に関連して平成 15 年経済産業省告示第 193 号を改正するために公布・施行された告示は以下のとおり。</p> <p>令和 4 年 2 月 26 日経済産業省告示第 26 号            令和 4 年 3 月 1 日経済産業省告示第 29 号            令和 4 年 3 月 3 日経済産業省告示第 33 号            令和 4 年 3 月 8 日経済産業省告示第 37 号            令和 4 年 3 月 11 日経済産業省告示第 42 号            令和 4 年 3 月 18 日経済産業省告示第 53 号</p>

## 2. 対外直接投資の許可制

2022 年 4 月 12 日付で発表された「ロシア連邦向けの新規の対外直接投資の禁止措置」は、①外為法 23 条 2 項、外為令 12 条 4 項により定義される「対外直接投資」のうち一定のものについて、資本取引の許可制の対象とすること<sup>11</sup>、並びに②ロシアにおける、又はロシア法人が関与する合併事業に関する一定の支払を支払等の許可制の対象とすること——により実施されています。

②については、規制の対象が外為法において定義される「対外直接投資」に限定されないことに留意が必要です。

## ①対外直接投資の許可制

外為法上、「対外直接投資」には、居住者による以下の行為が含まれます。

## 「対外直接投資」に含まれる行為

- ・(i)一定の資本関係（出資比率 10%以上）を有する（当該取引により出資比率 10%以上となる場合を含みます。）若しくは(ii)役員派遣、長期・重要な取引等の永続的な経済関係を有する外国法人の株式等の取得又は当該外国法人に対する貸付期間が 1 年を超える貸付け
- ・外国における支店、工場その他の事業所の設置若しくは拡張に係る資金の支払

<sup>11</sup> 対外直接投資は、資本取引の一形態であるため、資本取引の許可制の対象となり得ます。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

より詳細には、外為法 23 条 2 項において、「対外直接投資」について以下の定義がされており、また、政令である外為令 12 条 4 項において、上記(i)の資本関係の内容が具体化されています。さらに、同項 1 号、2 号及び 3 号の「財務省令」は、それぞれ[外国為替に関する省令](#)（以下「外為省令」といいます。）23 条 1 項、2 項及び 3 項を指し、資本関係・経済関係の内容について補足・具体化されています。

**【参考条文】外為法 23 条 2 項（下線は執筆者による）**

2 この条において「対外直接投資」とは、居住者による外国法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであつて当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

**【参考条文】外為令 12 条 4 項（下線は執筆者による）**

4 法第二十三条第二項に規定する政令で定める証券の取得又は金銭の貸付けは、居住者による次に掲げる証券の取得又は金銭の貸付け（貸付期間が一年を超えるものに限る。）とする。

- 一 当該居住者により所有される外国法令に基づいて設立された法人（以下この項において「外国法人」という。）の株式の数又は出資の金額の当該外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上となる場合及びこれに準ずる場合として財務省令で定める場合に該当する場合における当該外国法人の発行に係る証券の取得
- 二 当該居住者により所有される外国法人の株式の数若しくは出資の金額の当該外国法人の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上である外国法人及びこれに準ずるものとして財務省令で定める外国法人の発行に係る証券の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付け
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該居住者との間において役員の派遣、長期にわたる原材料の供給その他の財務省令で定める永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券の取得又は当該外国法人に対する金銭の貸付け

**【参考条文】外為省令 23 条**

第二十三条 令第十二条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、証券の取得をしようとする居住者により所有される外国法令に基づいて設立された法人（以下この条において「外国法人」という。）の株式の数又は出資の金額（以下この条において「株式等」という。）と次に掲げる者により所有される当該外国法人の株式等とを合計した株式等の当該外国法人の発行済株式の総数又は出資の金額の総額（以下この条において「発行済株式等」という。）に占める割合が百分の十以上となる場合とする。

- 一 当該居住者により発行済株式等の全部を直接に所有されている者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該居住者と共同して当該外国法人の経営に参加することを目的として当該外国法人の株式等を所有する者

2 令第十二条第四項第二号に規定する財務省令で定める外国法人は、証券の取得又は金銭の貸付けをしようとする居住者により所有される外国法人の株式等と当該居住者と前項各号に定める関係にある者により所有される当該外国法人の株式等とを合計した株式等の当該外国法人の発行済株式等に占める割合が百分の十以上である外国法人とする。

3 令第十二条第四項第三号に規定する財務省令で定める永続的な関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 役員の派遣
- 二 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買
- 三 重要な製造技術の提供

今般の対ロシア経済制裁では、外為法 21 条 1 項、外為令 11 条 1 項に基づく許可制の対象となる財務省所管資本取引を指定する平成 10 年大蔵省告示第 99 号の改正（令和 4 年 4 月 12 日財務省告示第 122 号による改正）、並びに外為法 24 条 1 項及び外為令 15 条 1 項に基づく許可制の対象となる特定資本取引を指定する平成 15 年経済産業省告示第 193 号（令和 4 年 4 月 12 日経済産業省告示第 98 号による改正）

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

により、上述した「対外直接投資」のうち、2022年5月12日以後に開始される以下の行為について、財務大臣又は経済産業大臣の許可が必要となっています。

## 許可制の対象となる対外直接投資

- ・ロシア連邦において行われる事業に係る対外直接投資
- ・ロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又は当該法人に実質的に支配されている法人により外国（ロシア連邦を除く。）において行われる事業に係る対外直接投資

ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資であれば、ロシア国外の法人（例えば、ロシア国外の第三国において設立されたロシア法人の持株会社）に対する対外直接投資であっても規制の対象となり得ることや、ロシア法人又はロシア法人に実質的に支配されている法人に対する対外直接投資であれば、ロシア国外において行われる事業に係る対外直接投資であっても規制の対象となり得ることに留意が必要です。

対外直接投資規制としての資本取引の許可制の根拠法令は【表7】のとおりです。

【表7】対外直接投資規制としての資本取引の許可制の根拠法令

資本取引の種類	許可制の根拠法令	許可制の対象となる対外直接投資を指定する告示	備考（改正履歴）
財務省所管資本取引	外為法21条1項 外為令11条1項	<a href="#">平成10年大蔵省告示第99号</a> 9号	令和4年4月12日財務省告示第122号により左記告示を改正し、許可制の対象となる財務省所管資本取引を追加。
特定資本取引	外為法24条1項 外為令15条1項	<a href="#">平成15年経済産業省告示第193号</a> 3号	令和4年4月12日経済産業省告示第98号により左記告示を改正し、許可制の対象となる特定資本取引を追加。

## ②ロシア向け投資規制としての支払の許可制

証券の取得又は長期貸付等の形式によるロシアへの対外直接投資（上記①）に加え、外為法16条3項<sup>12</sup>、外為令6条1項に基づく許可制の対象となる支払等を指定する平成10年大蔵省告示第97号の改正（令和4年4月12日財務省告示第121号による改正）により、2022年5月12日から、居住者による外国へ向けた支払のうち以下のものについて、財務大臣の許可が必要となっています（平成10年大蔵省告示第97号2号口、ハ）。

<sup>12</sup> 資産凍結等の措置としての支払の許可制が外為法16条1項に基づき実施されているのに対し、ロシアへの投資規制としての支払の許可制は、外為法16条3項に基づき実施されています。これは、かかる支払の許可制が、対外直接投資規制としての資本取引の許可制の潜脱行為の防止を目的として実施されているためと考えられます。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## 許可制の対象となる支払

- ・ 居住者が他の居住者又は非居住者と共同して設立する組合その他の団体によるロシア連邦における事業活動に充てるための支払（2号ロ）
- ・ (i)ロシア連邦に住所若しくは居所を有する自然人、(ii)ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）、又は(iii)当該自然人若しくは当該法人その他の団体に実質的に支配されている法人その他の団体と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための支払（2号ハ）

ロシア向け投資規制としての支払の許可制の根拠法令は【表 8】のとおりです。

【表 8】ロシア向け投資規制としての支払の許可制の根拠法令

許可制の根拠法令	許可制の対象となる支払等を指定する告示	備考（改正履歴）
外為法 16 条 3 項 外為令 6 条 1 項	<a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 97 号</a> 2 号ロ、ハ	令和 4 年 4 月 12 日財務省告示第 121 号により平成 10 年大蔵省告示第 97 号を改正し、許可制の対象となる支払を追加。

## 3. 役務取引（サービス提供）の許可制

令和 4 年 7 月 5 日財務省告示第 180 号により、外為法 25 条 6 項、外為令 18 条 3 項に基づく許可制の対象となる役務取引<sup>13</sup>（サービスの提供）を指定する平成 10 年大蔵省告示第 100 号が改正され、居住者が非居住者との間で 9 月 5 日以後に開始する役務取引のうち以下のものを行う場合には、財務大臣の許可が必要となります（平成 10 年大蔵省告示第 100 号 7 号、8 号）。

## 許可制の対象となる役務取引

- ・ ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体又はロシアに住所若しくは居所を有する自然人に対し行う信託業に係る労務又は便益の提供（7 号）
- ・ ロシア連邦の政府その他の関係機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次の業務に係る労務又は便益の提供（8 号）
  - 公認会計士法 2 条 1 項に規定する業務及び財務書類の調整、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する事務を行う業務
  - 日本標準産業分類 7281（経営コンサルタント業）に係る業務のうち、専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務

ただし、自らの出資比率が 10%以上である法人・団体又は役員派遣、長期・重要な取引等の永続的な経済関係を有する法人・団体に対する労務又は便益の提供について

<sup>13</sup> 外為法 25 項 5 項において、「労務又は便益の提供を目的とする取引」と定義されています。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

は、許可制の対象から除外されています（平成 10 年大蔵省告示第 100 号 7 号ただし書、8 号ただし書）。

サービス提供に関する規制の根拠法令は【表 9】のとおりです。また、平成 10 年大蔵省告示第 100 号 7 号、8 号の抜粋を掲載しています。

【表 9】 役務取引の許可制の根拠法令

許可制の根拠法令	許可制の対象となる役務取引を指定する告示	備考（改正履歴）
外為法 25 条 6 項 外為令 18 条 3 項	<a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 100 号</a> 7 号、8 号	令和 4 年 7 月 5 日財務省告示第 180 号により平成 10 年大蔵省告示第 100 号を改正し、許可制の対象となる役務取引を追加。

## 【参考条文】平成 10 年大蔵省告示第 100 号 7 号、8 号

- 七 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ロシア連邦の政府その他の関係機関、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体又はロシア連邦内に住所若しくは居所を有する自然人に対し行う信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業に係る労務又は便益の提供。ただし、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第二号の二に掲げる取引に係るもの及びロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、次に掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するものを除く。
- イ 当該居住者により所有される法人その他の団体の株式の数又は出資の金額の当該法人その他の団体の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の十以上である場合の当該法人その他の団体
- ロ 当該居住者との間において役員への派遣、長期にわたる原材料の供給その他の外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十三条第三項各号に掲げる永続的な関係がある法人その他の団体
- 八 居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ロシア連邦の政府その他の関係機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次に掲げる業務に係る労務又は便益の提供。ただし、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、前号イ又はロに掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するものを除く。
- イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第二条第一項に規定する業務及び財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する事務を行う業務
- ロ 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類に掲げる細分類七二八—経営コンサルタント業に係る業務のうち、専らマネジメントに関する診断、指導、教育訓練及び調査研究を行う業務

適用除外の対象に関して、対外直接投資と異なり、間接保有等を考慮する規定（外為省令 23 条 1 項 2 号参照）が設けられていないことから、間接的に 10%以上を出資している法人・団体（例えば孫会社）との間の上記の取引も許可制の対象となり得ると考えられます。

加えて、平成 10 年大蔵省告示第 100 号 8 号イが定める役務提供のうち、前段については、「公認会計士法・・・第二条第一項に規定する業務」と規定されている一方で、後段については、公認会計士法 2 条 2 項が規定する業務（「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること」）に言及することなく、単に「財務書類の調製、財務に関する調査又は立案、財務に関する相談対応その他財務に関する

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

る事務を行う業務」と規定されています。そのため、外部の公認会計士が報酬を得て行う財務書類の調製等だけでなく、例えばグループ会社間で行われる財務書類の調製に係るサポートといった業務についても、個別事案によっては許可制の対象となる可能性も否定できません。平成 10 年大蔵省告示第 100 号 8 号ロが定める役務提供についても、その文言のみからは、例えばグループ会社の経営管理に関する業務が、当該業務の具体的内容によっては許可制の対象となる可能性も否定できません。

日本法人が直接の資本関係を有しない関連会社等に対して上記のサービスを提供するような場合には、個別の事情を踏まえた慎重な判断を要すると考えられ、判断に迷う場合には、許可の要否について財務省に事前相談を行うことも考えられます。

#### 4. 証券の発行等に関する許可制

日本政府は、2014 年に、ロシアによるクリミア併合等に関連して、平成 26 年外務省告示第 314 号により指定される主要 5 銀行<sup>14</sup>が日本において証券（償還期限の定めのある証券にあっては、当該償還期限が 90 日を超えるもの）の発行又は募集について、外為法 21 条 1 項、外為令 11 条 1 項に基づく財務省所管資本取引の許可制の対象とするとともに、居住者と非居住者の間で行われる役務取引のうち、かかる証券を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益の提供について、外為法 25 条 6 項、外為法 18 条 3 項に基づく役務取引の許可制の対象とし、それぞれ財務大臣の許可を要するものとしていました。

2022 年 2 月 21 日のロシアによる両「共和国」の独立承認等を受けて、日本政府は、同月 26 日、許可制の対象となる財務省所管資本取引を指定する平成 10 年大蔵省告示第 99 号の改正（令和 2 年財務省告示第 47 号による改正）及び許可制の対象となる役務取引を指定する平成 10 年大蔵省告示第 100 号の改正（令和 2 年財務省告示第 48 号による改正）を行い、上述した財務省所管資本取引及び役務取引の許可制の対象となる主要 5 銀行の発行に係る証券の償還期限を 90 日から 30 日に短縮するとともに、令和 4 年 2 月 26 日外務省告示第 80 号において指定された、ロシア政府等<sup>15</sup>が同日以後に日本において発行する証券（ソブリン債）<sup>16</sup>について、主要 5 銀行の発行に係る証券と同様の財務省所管資本取引及び役務取引の許可制に服することとしました。

さらに、ロシア政府等の発行に係る証券については、許可制の対象となる財務省所管資本取引を指定する平成 10 年大蔵省告示第 99 号の改正（令和 4 年 2 月 26 日財務省告示第 47 号による改正）において、居住者による非居住者からの取得又は居住者による非居住者に対する譲渡が許可制の対象として追加されました（平成 10 年大蔵省告示第 99 号 6 号）。

<sup>14</sup> ズベルバンク、対外貿易銀行（VTB Bank）、対外経済銀行、ガスプロムバンク及びロシア農業銀行。各銀行による直接出資比率が 50%以上の団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除きます。）を含むものとされています。

<sup>15</sup> ロシア連邦の政府、ロシア連邦の政府機関及びロシア連邦中央銀行

<sup>16</sup> 主要 5 銀行の発行に係る証券と異なり、償還期間にかかわらず許可制の対象となります。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

証券の発行等に関する許可制の根拠法令は【表 10】のとおりです。

【表 10】証券の発行・流通に関する許可制の根拠法令

取引の種類	許可制の根拠法令	許可制の対象となる 対外直接投資を指定する告示	備考（改正履歴）
財務省所管 資本取引	外為法 21 条 1 項 外為法 11 条 1 項	<ロシア連邦政府等> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 99 号</a> 6 号（発行又は募集） 8 号（取得又は譲渡）	令和 4 年 2 月 26 日財務省告示第 47 号により平成 10 年大蔵省告示第 99 号を改正し、許可制の対象となる財務省所管資本取引を追加。
		<主要 5 銀行> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 99 号</a> 7 号（発行又は募集）	
役務取引	外為法 24 条 1 項 外為令 15 条 1 項	<ロシア連邦政府等> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 100 号</a> 4 号	令和 4 年 2 月 26 日財務省告示第 48 号により平成 10 年大蔵省告示第 100 号を改正し、許可制の対象となる役務取引を追加。
		<主要 5 銀行> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 100 号</a> 3 号	

#### IV. 貿易管理に関する措置

現在、日本政府によってロシア・ベラルーシに対して行われている貿易管理に関する制裁措置は、大きく、(1) ロシア及びベラルーシに対する貨物の輸出及び技術の提供（以下、貨物の輸出と技術の提供を併せて「輸出等」といいます。）の規制、(2) ロシアからの貨物の輸入規制、(3) 両「共和国」との貨物の輸出入の禁止——の 3 類型に分けることができます。

外為法上の建付けとしては、貨物の輸出に関する規制（上記 (1) (3)）については主に外為法 48 条 3 項に基づく貨物の輸出の承認制が、技術の提供（役務取引）に関する規制（上記 (1)）については外為法 25 条 6 項、外為令 18 条 3 項に基づく役務取引の許可制が採用されており、貨物の輸出につき経済産業大臣の承認が、技術の提供につき経済産業大臣又は財務大臣の許可が、それぞれ必要となります。一方、貨物の輸入に関する規制（上記 (2) (3)）については、外為法 52 条に基づく経済産業大臣の承認制が採用されています。

経済産業大臣による承認・許可は、原則として行われなことをされています（上記 (1) (3) の貨物の輸出につき[輸出注意事項 2022 第 10 号](#)、上記 (1) の役務取引につき[輸出注意事項 2022 第 9 号](#)、上記 (2) の貨物の輸入につき[輸入注意事項 2022 第 5 号](#)、上記 (3) の貨物の輸入につき[輸入注意事項 2022 第 2 号](#)。なお、例外的に許可・承認が行われることがある場合については下記 1.③をご参照ください。).

以下、各類型について、措置の内容及び根拠法令を解説します。各措置の根拠となる告示について、所管官庁のウェブサイト等で閲覧可能なものについてはリンクを付しています。



## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## 1. ロシア及びベラルーシに対する輸出等の承認・許可制

## ① 特定団体に対する貨物の輸出及び技術の提供に関する承認・許可制

外務省告示により指定されるロシア及びベラルーシの特定団体<sup>17</sup>向けの貨物の輸出及び技術（公知のものを除きます。）の提供については、品目を問わず、承認制・許可制の対象となります。これらの規制の根拠法令は、【表 11】のとおりです。また、承認制・許可制の対象者を指定する告示は【表 12】のとおりです。

【表 11】貨物の輸出の承認制及び技術の提供の許可制の根拠法令

取引類型	承認制・許可制の根拠法令	承認制・許可制の対象となる取引を指定する法令	備考（改正履歴）
貨物の輸出	外為法 48 条 3 項	<ロシア連邦> <a href="#">輸出貿易管理令 2 条 1 項 1 号の 7</a> <ベラルーシ共和国> <a href="#">輸出貿易管理令 2 条 1 項 1 号の 6</a>	・輸出貿易管理令 2 条 1 項 1 号の 6 及び 7 は、 <a href="#">令和 4 年 3 月 11 日政令第 59 号</a> により追加。
技術の提供（役務取引）	外為法 25 条 6 項 <a href="#">外国為替令 18 条 3 項</a>	<ロシア連邦> <a href="#">平成 22 年経済産業省告示第 93 号 2 号の 5</a> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 100 号 6 号</a> <ベラルーシ共和国> <a href="#">平成 22 年経済産業省告示第 93 号 2 号の 3</a> <a href="#">平成 10 年大蔵省告示第 100 号 10 号</a>	・平成 22 年経済産業省告示第 93 号 2 号の 3 及び 5 は、 <a href="#">令和 4 年 3 月 15 日経済産業省告示第 44 号</a> により追加。 ・平成 13 年大蔵省告示第 100 号 6 号及び 10 号は、令和 4 年 3 月 15 日財務省告示第 79 号により（6 号及び 8 号として）追加。その後、令和 4 年 7 月 5 日財務省告示第 180 号により改正。

【表 12】承認制・許可制の対象者を指定する告示

対象者の属性	対象者を指定する告示	備考（改正履歴）
ロシア連邦の団体	令和 4 年 3 月 1 日外務省告示第 82 号 <a href="#">令和 4 年 3 月 15 日経済産業省告示第 46 号 2 号</a> <sup>18</sup>	令和 4 年 3 月 1 日外務省告示第 82 号は、以下の告示により改正。 令和 4 年 3 月 25 日外務省告示第 131 号 令和 4 年 5 月 10 日外務省告示第 183 号 令和 4 年 7 月 5 日外務省告示第 235 号
ベラルーシ共和国の団体	令和 4 年 3 月 8 日外務省告示第 104 号 <a href="#">令和 4 年 3 月 15 日経済産業省告示第 46 号 1 号</a> <sup>19</sup>	令和 4 年 3 月 8 日外務省告示第 104 号は、令和 4 年 7 月 5 日外務省告示第 236 号により改正。

<sup>17</sup> ロシア連邦の特定団体一覧につき、経済産業省ウェブサイト（[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_export/17\\_russia/20220705\\_list\\_russia\\_tokutei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/17_russia/20220705_list_russia_tokutei.pdf)）参照。ベラルーシ共和国の特定団体一覧につき、経済産業省ウェブサイト（[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_export/17\\_russia/20220705\\_list\\_belarus\\_tokutei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/17_russia/20220705_list_belarus_tokutei.pdf)）参照。

<sup>18</sup> 貨物の輸出の承認制の対象者を、令和 4 年 3 月 1 日外務省告示第 82 号を引用して指定するもの。

<sup>19</sup> 貨物の輸出の承認制の対象者を、令和 4 年 3 月 8 日外務省告示第 104 号を引用して指定するもの。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## ②特定の種類の貨物の輸出・技術の提供に関する承認・許可制

ロシア及びベラルーシに向けた特定の種類の貨物の輸出及びそれらに関連する技術の提供については、輸出等の相手方にかかわらず、それぞれ外為法 48 条 3 項に基づく輸出の承認制と、外為法 25 条 6 項及び外為令 18 条 3 項に基づく役務取引の許可制の対象とされています。

承認制・許可制の対象品目、及び品目ごとの規制の範囲は【表 13】のとおりであり、承認制・許可制の根拠法令は【表 14】のとおりです。

なお、規制対象品目に含まれる「奢侈品」のうち、貴金属<sup>20</sup>については、外為法 19 条 2 項、外為令 8 条 1 項に基づき、銀行券及び政府紙幣の輸出については、外為法 19 条 1 項、外為令 8 条 1 項に基づき、それぞれ財務大臣の許可を要するものとされています。

【表 13】対象品目・技術ごとの規制の範囲

種別	対ロシア 輸出	対ロシア 技術提供	対ベラルーシ 輸出	対ベラルーシ 技術提供
国際輸出管理レジームの対象品目 <sup>21</sup>	○	○	○	○
ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品	○	○	○	○
石油精製用の装置等	○	○	○	○
奢侈品	○	—	—	—
先端的な物品等	○	○	—	—
産業基盤の強化に資する物品	○	—	—	—

【表 14】承認制・許可制の根拠法令

種別	根拠法令	
輸出	貨物の輸出	外為法 48 条 3 項
	貴金属の輸出	外為法 19 条 2 項、外為令 8 条 1 項
	銀行券・政府紙幣の輸出	外為法 19 条 1 項、外為令 8 条 1 項
技術の提供（役務取引）	外為法 25 条 6 項、外為令 18 条 3 項	

ロシアを仕向地とする貨物の輸出については輸出貿易管理令 2 条 1 項 1 号の 4 により、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出については同項 1 号の 3 により、それ

<sup>20</sup> 外為法 6 条 1 項 10 号において「金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物」と定義されています。

<sup>21</sup> 従来から、外為法 48 条 1 項及び輸出貿易管理令 1 条 1 項（貨物の輸出）並びに外為法 25 条 1 項及び外国為替令 17 条 1 項（技術の提供）に基づく経済産業大臣の許可制（いわゆるリスト規制）の対象となっていた品目です。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

ぞれ承認制の対象とされています<sup>22</sup>。また、規制の対象となる品目は、輸出貿易管理令別表2の3において指定されています。輸出規制の対象となるか否かは、奢侈品及び産業基盤強化に資する物品については[関税定率法](#)別表における分類（HSコード）に基づき、それ以外の品目についてはスペックに基づき判定されることとなります。貨物の輸出の承認制について、対象品目のリストが定められている法令を整理すると【表15】のとおりです。

一方、技術の提供については、ロシア向けの取引については[平成22年経済産業省告示第93号2号](#)の4<sup>23</sup>及び[平成10年大蔵省告示第100号](#)5号により、ベラルーシ向けの取引については平成22年経済産業省告示第93号2号の2<sup>24</sup>及び平成10年大蔵省告示第100号9号により、それぞれ役務取引の許可制の対象とされています<sup>25</sup>。これらの規制の対象となる技術は、輸出の承認制の対象となっている貨物の設計、製造又は使用のための技術が中心となっており、【表15】の法令に具体的な技術のリストが置かれています。

【表15】承認制・許可制の対象品目を指定する法令

種別	対象品目・技術	備考
国際輸出管理 レジームの 対象品目 <sup>26</sup>	<貨物の輸出> <a href="#">輸出貿易管理令別表第2の3第1号</a> <a href="#">輸出貿易管理令別表第1（1から15までの項の中欄）</a> <a href="#">貨物等省令</a> <sup>27</sup> 1条から14条	・スペックに基づく判定。 ・対象品目につき、 <a href="#">経産省ウェブサイト</a> も参照。 ・ <a href="#">令和4年3月11日政令第59号</a> により、輸出貿易管理令別表第2の3第1号を追加。
	<技術の提供（役務取引）> <a href="#">外国為替令別表（1から15までの項の中欄）</a> <a href="#">貨物等省令</a> 15条から27条	・対象技術につき、 <a href="#">経産省ウェブサイト</a> も参照。
軍事能力等の 強化に資すると 考えられる 汎用品	<貨物の輸出> <a href="#">輸出貿易管理令別表第2の3第2号イからケ</a> <a href="#">輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき</a> <a href="#">貨物を定める省令</a> 1条から31条	・スペックに基づく判定。 ・対象品目の概要につき、 <a href="#">2022年4月15日付経済産業省資料</a> 16頁も参照。 ・ <a href="#">令和4年3月11日政令第59号</a> により、輸出貿易管理令別表第2の3第2号イからケを追加。 ・ <a href="#">令和4年3月15日経済産業省令第15号</a> により、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令を制定。

<sup>22</sup> これらの規定は、いずれも令和4年3月11日政令第59号により追加されました。

<sup>23</sup> 国際輸出管理レジーム対象品目についてはロ、それ以外の品目についてはイ

<sup>24</sup> 国際輸出管理レジーム対象品目についてはロ、それ以外の品目についてはイ

<sup>25</sup> 平成22年経済産業省令第93号2号の2及び2号の4は、[令和4年3月15日経済産業省告示第44号](#)により追加され、平成10年大蔵省告示第100号5号及び9号は、令和4年3月15日財務省告示第79号により（5号及び7号として）追加され、その後令和4年7月5日財務省告示第180号により改正されました。

<sup>26</sup> なお、政令や告示の改正により外為法48条3項及び25条6項に基づく貨物の輸出及び技術の提供に係る承認制・許可制が導入されるに先立って、外為法48条1項及び25条1項に基づく従前の安全保障貿易管理（輸出管理）との関係でも、2022年2月26日及び同年3月3日付で「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）等が改正され（同年3月5日、10日施行）、それぞれロシア及びベラルーシを仕向地とする貨物の輸出及び技術の提供について、特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可の対象外とする規制強化が行われています。

<sup>27</sup> 正式名称は「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

種別	対象品目・技術	備考
	<技術の提供（役務取引）> <a href="#">平成 22 年経済産業省告示第 93 号</a> 別表第 1 第 1 号から 26 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象技術の概要につき、<a href="#">2022 年 4 月 15 日付経済産業省資料</a> 17 頁も参照。</li> <li><a href="#">令和 4 年 3 月 15 日経済産業省告示第 44 号</a>により、平成 22 年経済産業省告示第 93 号別表第 1 第 1 号から 26 号を追加。</li> </ul>
石油精製用の装置等	<貨物の輸出> <a href="#">輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 2 号フ</a> （「石油精製用の装置」まで） <a href="#">輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令</a> 32 条 1 号から 19 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>スペックに基づく判定。</li> <li><a href="#">令和 4 年 3 月 11 日政令第 59 号</a>により、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 2 号フ（「石油精製用の装置」）を追加。</li> </ul>
	<技術の提供（役務取引）> <a href="#">平成 22 年経済産業省告示第 93 号</a> 別表第 1 第 27 号	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">令和 4 年 3 月 15 日経済産業省告示第 44 号</a>により、平成 22 年経済産業省告示第 93 号別表第 1 第 27 号を追加。</li> </ul>
奢侈品	<貨物の輸出> <a href="#">輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 3 号</a> <a href="#">輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令</a> 54 条から 72 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>HS コードに基づく判定。</li> <li>対象貨物の概要につき、<a href="#">2022 年 4 月 15 日付経済産業省資料</a> 18 頁も参照。</li> <li><a href="#">令和 4 年 3 月 29 日政令第 122 号</a>により、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 3 号を追加。</li> <li><a href="#">令和 4 年 3 月 29 日経済産業省令第 21 号</a>により、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令を改正<sup>28</sup>。</li> </ul>
	<貴金属の輸出> <a href="#">平成 18 年財務省告示第 443 号</a> 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年 3 月 29 日財務省告示第 87 号により、左記告示を改正。</li> </ul>
	<銀行券・政府紙幣の輸出> <a href="#">平成 21 年財務省告示第 225 号</a> 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年 3 月 29 日財務省告示第 86 号により、左記告示を改正。</li> </ul>
先端的な物品等	<貨物の輸出> <a href="#">輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 2 号フ</a> （「触媒」）からモ <a href="#">輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令</a> 32 条 20 号から 23 号、33 条から 45 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>スペックに基づく判定。</li> <li>対象貨物の概要につき、<a href="#">2022 年 5 月 13 日付経済産業省資料</a> 8 頁も参照。</li> <li><a href="#">令和 4 年 5 月 13 日政令第 191 号</a>により輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 2 号フ（「及び触媒」）からモを追加。</li> <li><a href="#">令和 4 年 5 月 13 日経済産業省令第 47 号</a>により、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令を 32 条 20 号から 23 号、33 条から 45 条を追加。</li> </ul>
	<技術の提供（役務取引）> <a href="#">平成 22 年経済産業省告示第 93 号</a> 別表第 1 第 28 号から 35 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象技術の概要につき、<a href="#">2022 年 5 月 13 日付経済産業省資料</a> 9 頁も参照。</li> <li><a href="#">令和 4 年 5 月 13 日経済産業省告示第 125 号</a>により、平成 22 年経済産業省告示第 93 号別表第 1 第 28 号から 35 号を追加。</li> </ul>
産業基盤強化に資する物品	<貨物の輸出> <a href="#">輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 2 号の 2</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HS コードに基づく判定。</li> <li>対象貨物の概要につき、<a href="#">2022 年 6 月 10 日付経済産業省資料</a> 6 頁から</li> </ul>

<sup>28</sup> 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令 54 条ないし 72 条は、令和 4 年 3 月 29 日経済産業省令第 21 号により 33 条ないし 51 条として追加され、[令和 4 年 5 月 13 日経済産業省令第 47 号](#)による先端的な物品等の追加に伴い 46 条ないし 64 条に、[令和 4 年 6 月 10 日経済産業省令第 52 号](#)による産業基盤強化に資する物品の追加に伴い 54 条ないし 72 条に条文番号が変更されました。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

種別	対象品目・技術	備考
	<a href="#">輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令</a> 46 条から 53 条	8 頁も参照。 ・ <a href="#">令和 4 年 6 月 10 日政令第 213 号</a> により、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 第 2 号の 2 を追加。 ・ <a href="#">令和 4 年 6 月 10 日経済産業省令第 52 号</a> により、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令 46 条から 53 条を追加。
	<技術の提供（役務取引）> —	—

## ③例外的に承認・許可が行われる場合

前述のとおり、ロシア及びベラルーシ向けの輸出等については、[輸出注意事項 2022 第 10 号](#)、[輸出注意事項 2022 第 9 号](#)において、経済産業大臣による承認・許可は原則として行わないものとされています。もっとも、**【表 16】**に示す場合には、例外的に承認・許可を行うことがあるとされています。

**【表 16】** ロシア及びベラルーシ向けの輸出等について例外的に承認・許可がなされる場合

貨物の輸出	技術の提供
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品・医薬品</li> <li>・ 人道支援の目的で輸出するもの</li> <li>・ サイバーセキュリティの確保に関するもの</li> <li>・ 海洋の安全に関するもの</li> <li>・ 消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。))</li> <li>・ 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの</li> <li>・ 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）</li> <li>・ 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は通達の別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出。</li> <li>・ 我が国のエネルギー安定供給のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン 1、サハリン 2 及びアークティック LNG2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る<sup>29</sup>。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品・医薬品に関するもの</li> <li>・ 人道支援の目的のもの</li> <li>・ サイバーセキュリティの確保に関するもの</li> <li>・ 航空の安全に関するもの</li> <li>・ 海洋の安全に関するもの</li> <li>・ 消費者向けの通信機器に関するもの（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等に係るもの（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業を取引の相手等とするものを除く。))</li> <li>・ 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの</li> <li>・ 政府間の輸出に伴うもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）</li> <li>・ 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は通達の別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）を取引の相手等とするもの（ソフトウェアのアップデートを含む。)</li> </ul>

<sup>29</sup> 事前に資源エネルギー庁の確認が必要とされています。経産省ウェブサイト ([https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_export/17\\_russia/russia.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_export/17_russia/russia.html)) 参照。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

## 2. ロシアからの貨物輸入の承認制・許可制

昭和 41 年通商産業省告示第 170 号の改正（令和 4 年 4 月 12 日経済産業省告示第 97 号）により、2 号の表の第 1 にロシアが追加され、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械について、ロシアを原産地とするものを輸入し、又はロシアから輸入しようとする場合には、外為法 52 条及び輸入貿易管理令 4 条 1 項 2 号に基づく経済産業大臣の承認（いわゆる「二号承認」）が必要となりました<sup>30</sup>。かかる承認は、原則として行わないものとされています（[輸入注意事項 2022 第 5 号](#)）。なお、輸入貿易管理令 14 条に定める場合には、承認は不要となります。

さらに、平成 18 年財務省告示第 443 号の改正（令和 4 年 7 月 25 日財務省告示第 201 号による改正）により 4 号が追加され、外為法 19 条 2 項、外為令 8 条 1 項に基づく支払手段等の輸出入の許可制の対象として、居住者又は非居住者によるロシアを原産地とする貴金属（金）の輸入が追加され、財務大臣の許可が必要となりました。

ロシアからの貨物輸入の承認制・許可制の根拠法令は【表 17】のとおりです。

【表 17】ロシアからの貨物輸入の承認制・許可制の根拠法令

対象物品	根拠法令	備考（改正履歴）
アルコール飲料、木材、機械類・電気機械	外為法 52 条 <a href="#">輸入貿易管理令 4 条 1 項 2 号、3 条 1 項</a> <a href="#">昭和 41 年通商産業省告示第 170 号 2 号の表第 1</a>	<a href="#">令和 4 年 4 月 12 日経済産業省告示第 97 号</a> により、昭和 41 年通商産業省告示第 170 号 2 号の表の第 1 にロシアを追加し、対象貨物を指定。
貴金属（金）	外為法 19 条 2 項 外為令 8 条 1 項 <a href="#">平成 18 年財務省告示第 443 号 4 号</a>	令和 4 年 7 月 25 日財務省告示第 201 号により、平成 18 年財務省告示第 443 号 4 号を追加。

## 3. 両「共和国」との貨物の輸出入の承認制

【表 18】に示すとおり、両「共和国」を仕向地とする貨物の輸出については、外為法 48 条 3 項に基づく承認制の対象とされており、両「共和国」を原産地とする貨物の輸入については、外為法 52 条、輸入貿易管理令 4 条 1 項 2 号に基づく承認制の対象とされています。

これらの規定に基づき、両「共和国」との輸出入については、全ての品目につき、経済産業大臣の承認を得る必要があり、いずれについても、原則として承認はしないものとされています（輸出につき[輸出注意事項 2022 第 10 号](#)、輸入につき[輸入注意事項 2022 第 2 号](#)）。

【表 18】両「共和国」との輸出入の承認制の根拠法令

取引類型	根拠法令	備考（改正履歴）
貨物の輸出	外為法 48 条 3 項 <a href="#">輸出貿易管理令 2 条 1 項 1 号の 5</a> <a href="#">令和 4 年 3 月 15 日経済産業省告示第 45 号</a>	<a href="#">令和 4 年 3 月 11 日政令第 59 号</a> により、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項 1 号の 5 を追加。

<sup>30</sup> 措置の概要については、経済産業省資料（[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/downloadCrimea/20220412sanko.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20220412sanko.pdf)）も参照。

取引類型	根拠法令	備考（改正履歴）
貨物の輸入 <sup>31</sup>	外為法 52 条 輸入貿易管理令 4 条 1 項 2 号、3 条 1 項 昭和 41 年通商産業省告示第 170 号 2 号の表第 1	令和 4 年 2 月 26 日経済産業省告示第 24 号により、昭和 41 年通商産業省告示第 170 号第 2 号の表第 1 に両「共和国」を追加。

## V. その他の措置

### 1. ロシアに対する最恵国待遇（MFN）の停止

2022 年 3 月 11 日付 G7 首脳声明<sup>32</sup>を受け、2022 年 4 月 20 日、国会において [関税暫定措置法](#) 3 条を改正する法律案が成立しました。翌 21 日に施行された [国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令](#) に基づき、2023 年 3 月 31 日までの間、ロシアからの輸入品に対して、WTO 協定上の最恵国待遇（MFN）関税率の適用が停止され、ロシアからの輸入品に対しては、[関税定率法](#) 3 条及び別表に基づく基本税率<sup>33</sup>が適用されることとなりました。

### 2. 暗号資産に関する外為法等の改正

上述の 2022 年 3 月 11 日付 G7 首脳声明を受け、同年 4 月 20 日、国会において、外為法に基づく支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするための同法の改正案が成立し、同日公布されました。かかる改正により、暗号資産に関する取引が資本取引規制の対象となる（外為法 20 条の 2）ほか、暗号資産交換業者に対し、資産凍結措置に係る確認義務が課される（外為法 22 条の 2）こととされています。

また、外為法の改正に合わせて、特定資本取引の許可制を暗号資産取引に適用させるための読み替え規定（外為令 14 条 2 項）、許可制の対象となる財務省所管資本取引を指定する [平成 10 年大蔵省告示第 99 号](#) において、暗号資産取引が許可制の対象である旨を明示する規定（同告示 1 号、3 号、4 号及び 9 号）等、関連する行政法規の整備が行われました。

### 3. ロシア及びベラルーシの銀行の SWIFT 排除

国際銀行間通信協会（SWIFT）は、世界中の金融機関を結ぶ情報通信サービス（国際決済ネットワーク）を運営するベルギーを本拠とする民間団体です。日本を含め 200 を超える国・地域の 1 万以上の金融機関が利用し、海外送金の事実上の国際標準となっています。

2022 年 2 月 26 日、米国、EU、フランス、ドイツ、イタリア、英国、カナダの 7 か国が共同声明を発表し、ロシアの 7 銀行を SWIFT ネットワークから排除することを

<sup>31</sup> なお、平成 26 年 8 月 5 日の時点で、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市からの輸入についても 2 号承認の対象となっており（[昭和 41 年通商産業省告示第 170 号](#)を改正する [平成 26 年経済産業省告示第 166 号](#)）、この承認は行われないうこととなっています（[輸入注意事項 26 第 28 号](#)）

<sup>32</sup> 外務省ウェブサイト（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_005524.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005524.html)）

<sup>33</sup> [実行関税率表](#) 各分類の「税率」「基本」欄を参照。

## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

確保することにコミットする旨を宣言しました<sup>34</sup>。日本も、翌 27 日、同措置に加わることを表明しています<sup>35</sup>。

これを受けて、SWIFT に対する規制権限を有する EU は、3 月 1 日付 EU 理事会規則 2022/345 により、3 月 12 日以降の上記 7 行に対する金融メッセージングサービスの提供を禁止しました。その後、EU 理事会は、3 月 9 日付 EU 理事会規則 2022/398 によりベラルーシの 3 銀行を、6 月 3 日付 EU 理事会規則 2022/879 によりロシア最大の銀行であるズベルバンク（Sberbank）を含むロシアの 3 銀行を、6 月 3 日付 EU 理事会規則 2022/877 によりベラルーシの 1 銀行を、それぞれ追加的に SWIFT から排除することを決定しました。

EU によるこれらの措置を受けて、SWIFT は、【表 19】に示すとおり、ロシア及びベラルーシの銀行に対する国際決済サービスの提供を停止しています。日本の法令上、SWIFT からの排除の効果を有する措置は実施されていませんが、SWIFT 排除の対象となっているロシア・ベラルーシの銀行は、いずれも外為法に基づく資産凍結等の措置の対象となっています。

【表 19】 SWIFT によるロシア銀行への国際決済サービスの提供停止

日付	対象銀行	対応する EU 理事会規則
2022 年 3 月 12 日	<ロシア> ・ 対外貿易銀行（VTB Bank） ・ 対外経済銀行（VEB.RF） ・ バンク・ロシア ・ アトクリチエ ・ ノヴィコムバンク ・ プロムスヴァジバンク ・ ソブコムバンク	<a href="#">3 月 1 日付 EU 理事会規則 2022/345</a>
2022 年 3 月 20 日	<ベラルーシ> ・ ベルアグロプロムバンク ・ バンク・ダブラフィト ・ ベラルーシ共和国開発銀行（Development Bank of the Republic of Belarus）	<a href="#">3 月 9 日付 EU 理事会規則 2022/398</a>
2022 年 6 月 14 日	<ロシア> ・ ズベルバンク ・ モスクワ・クレジット・バンク（Credit Bank of Moscow） ・ ロシア農業銀行	<a href="#">6 月 3 日付 EU 理事会規則 2022/877</a>
	<ベラルーシ> ・ ベルインヴェストバンク（ベラルーシ開発復興銀行）	<a href="#">6 月 3 日付 EU 理事会規則 2022/879</a>

なお、以上の措置に関連して SWIFT は、「SWIFT はベルギー法に基づいて設立されており、これらの〔執筆者注：EU の〕規制に従わなければならない」「我々は、国

<sup>34</sup> The White House, Joint Statement on Further Restrictive Economic Measures (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/02/26/joint-statement-on-further-restrictive-economic-measures/>)

<sup>35</sup> 首相官邸ウェブサイト ([https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2022/0227kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0227kaiken.html))



## INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

際金融システムにおける経済的安定性、回復力及び繁栄の支援、長期的解決と回復の支援、そして、社会的責任を全うするための施策を通じた政治的に中立な人道団体への支援を継続してゆく」との声明を出しています<sup>36</sup>。

## VI. おわりに

以上詳細に解説したとおり、日本政府による経済制裁措置は、様々な取引類型に関する規制の組み合わせにより実施されています。これらの規制を遵守するためには、最新の法令を前提として、根拠法令の構造とその内容を正確に理解し、自社が実施する取引が規制の対象となるか否かを判断する必要があります。判断に迷う場合には、専門家の支援を得ることや、当該取引を所管する当局に対する個別照会を行うことも有益と考えられます。

加えて、紛争が長期化する中で、今後も日本を含めた各国による制裁措置の内容が追加・変更されていくことも予想されるため、各国の動向を引き続き注視し、状況に応じて機動的な対応ができる体制を整備しておくことが必要です。

## セミナー情報

- セミナー 『予測困難な時代のリスク対応において監査役等に求められる役割 (第95回 監査役全国会議)』  
開催日時 2022年10月6日(木) 14:30~15:30  
講師 山内 洋嗣  
主催 日本監査役協会
  
- セミナー 『企業不祥事発覚時に監査役等がとるべき対応とその勘所 ~品質不正・トップマネジメントの不祥事・ビジネスと人権の事例を通じて~』  
開催日時 2022年10月7日(金) 12:40~15:00  
講師 山内 洋嗣  
主催 日本監査役協会
  
- セミナー 『実務担当者のためのインサイダー取引規制の基礎と実務』  
視聴期間 2022年10月7日(金) ~2022年12月7日(水)  
講師 戸嶋 浩二  
主催 株式会社商事法務

<sup>36</sup> SWIFT ウェブサイト (<https://www.swift.com/news-events/news/message-swift-community>)

INTERNATIONAL TRADE LAW / CRISIS MANAGEMENT BULLETIN

- セミナー 『海外グループガバナンス・海外コンプライアンスの実務～地政学リスクや「ビジネスと人権」等の最新対応も含めて～』

視聴期間 2022年10月12日（水）～2022年12月12日（月）

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務
  
- セミナー 『攻めのコンプラから「売れる」コンプラへ！～桃栗3年、コンプラ8年～』

視聴期間 2022年10月27日（木）～2022年12月27日（火）

講師 山内 洋嗣

主催 株式会社商事法務

文献情報

- 論文 「<特集 2 経済安全保障推進法の実務対応をさぐる>経済安全保障の基本と実務対応への道標」

雑誌 ビジネス法務 2022年9月号

著者等 大川 信太郎
  
- 論文 「The International Investigations Review 12th Edition - Japan Chapter」

雑誌 「The International Investigations Review 12th Edition」

著者等 藤津 康彦、塚田 智宏
  
- 論文 「企業法務のための経済安全保障 最終回 経済安全保障を読み解く主要11分野—国家秘密保全（セキュリティ・クリアランス）、研究インテグリティ、入国管理編」

雑誌 ビジネス法務 2022年10月号

著者等 大川 信太郎
  
- 論文 「"中国的"経済安全保障」

雑誌 日中経協ジャーナル 2022年9月号

著者等 石本 茂彦

（当事務所に関するお問い合わせ）  
 森・濱田松本法律事務所 広報担当  
 mhm\_info@mhm-global.com  
 03-6212-8330  
 www.mhmjapan.com